

## 検討に当たっての論点

### 1 火傷等の防止に関する規制のあり方

#### 【現状】

高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）第 25 条の 2 第 2 項及び第 3 項では、高圧室内業務を行うときは、労働災害の原因となるおそれがある場合など作業の性質上やむをえない場合であって、ゲージ圧力 0.1 メガパスカル未満の場所において行うときを除き、溶接、溶断その他の火気又はアークを使用する作業（以下「溶接等の作業」という。）を行ってはならない。また、溶接等の作業に必要な火気等についても同様に持ち込むことができないこととなっている。

#### 【検討に当たってのポイント】

(1) 高圧室内の溶接等の作業を伴うドライチャンバー工法について、国内における施工実績はないが、海外では、当該工法による海底パイプラインの敷設、補修等の施工実績がある。

作業の性質上やむを得ない場合として、高圧室内での溶接等の作業が認められる場合として想定されるのは、具体的にどのような場合か。

例えば、

(他の工法による施工が困難である場合)

- ・ 海底に敷設されているパイプライン等の補修、修復等

(労働災害のおそれがある場合)

- ・ 設置後に地山の荷重等により変形したセグメント等の補強

(2) 圧力の高い空気中においては、空気中の酸素の分圧の増加により、可燃物の発火点が低下すること、燃焼速度が増大すること、燃焼火炎が長くなり火炎が伝ばしやすくなること等が分かっているが、ゲージ圧力 0.1 メガパスカル以上の高圧室内で、溶接等の作業が認められるのは、火傷等の防止の観点から、具体的にどのような場合か。

例えば、

- ・ ゲージ圧力 0.1 メガパスカルの気圧下の空気（大気圧の 2 倍の圧力で圧縮した空気）中における燃焼を水準に、ゲージ圧力 0.1 メガパスカル以上の高圧室内では、酸素分圧／濃度を一定以下とする場合
- ・ 酸素分圧／濃度を一定に保つためには、空気以外の混合ガスを使い、チャンバー内の濃度を一定に保つものであること。

- ・ 酸素分圧を一定以下とする場合には、酸素欠乏症にも留意する必要があること。

(3) 高圧室内において溶接等の作業をするときに、火傷等による危険を防止するため、具体的にどのようなことに留意する必要があるか。

例えば、

- ・ 燃えやすい衣服等の可燃物を隔離し、不燃性の衣服を着用
- ・ 消火器の設置
- ・ 溶接等の作業に伴い発生するヒュームなどの粉じんを減少させるための換気や防じんマスク等の個人用保護具の使用
- ・ パイプライン等からの有害ガスの発生を防止するための清掃等の実施
- ・ パイプライン等の内部に貯留する危険物を除去し、新たな危険物の流入を防止するための清掃等の実施
- ・ 港湾等に堆積したヘドロ等から発生するメタンガス等のチャンバー内への浸透
- ・ アーク溶接、漏電等により、水が電気分解されて発生する水素のチャンバー内への貯留
- ・ グラインダー等による研磨等は火花を発生させるおそれのあることから、火気及びアークを使用した場合と同様の対応が必要

## 2 潜水士免許等の資格の見直し

### 【現状】

労働安全衛生規則第 62 条及び別表第 4 では、潜水士免許及び高圧室内作業主任者免許を受けることができる者は、以下のとおり。

潜水士免許	潜水士免許試験に合格した者
高圧室内作業主任者免許	高圧室内業務に 2 年以上従事した者であって、高圧室内作業主任者免許試験に合格したもの

### 【検討に当たってのポイント】

(1) 国内においてはドライチャンバー工法の施工実績がなく、当該工法で適切かつ安全に作業を行えるのは海外ダイバーが想定されているが、海外ダイバーは日本国内の潜水士免許等の資格を有していない。

海外ダイバーに対して、業務の安全上支障がないと認められ、潜水士免

許等を与えるには、具体的にどのような場合が想定されるか。

例えば、

- ・ 英国、オーストラリアなどの潜水士の資格を有し、潜水士免許試験等に合格したものと「同等以上の能力を有する」と認められるもの
- ・ 海外ダイバーが通常使用する言語を理解する者と共同でこれらの作業を行うことにより、作業員間の意思疎通を図るための手段が確立しており、かつ、労働災害が発生した場合などの緊急時に日本語で外部機関と連絡が取れる体制が整備されている場合  
(緊急時の連絡体制の整備の観点から、潜水士免許等を与える場合、該当する工事の施工期間においての限定免許とすることが必要。)

(2) 「同等以上の能力を有する」と認められるのはどのような場合か。

例えば、

- ・ 潜水士免許試験等に合格したものと「同等以上の能力を有する」と認められるか否かについては、外国において相当資格を取得するために必要な学科及び実技に係る要件と潜水士免許試験等の試験科目と範囲を比較検討し、対応関係がある場合  
(ただし、学科及び実技に係る要件が同等以上と認められる場合であっても、通常、国内関係法令の知識を有しているとは想定できないので、当該知識に関する教育を別途実施する。)

(3) 国内関係法令の知識に関する教育を実施するに当たって、科目や講師の要件としては、どのようなものが想定されるか。

例えば、

- ・ 科目に関しては、高圧室内業務に関する特別教育の例を参考として、労働基準法、労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び高気圧作業安全衛生規則中の関係条項について1時間
- ・ 講師に関しては、科目について十分な知識を有する者

(4) 免許申請に係る手続きにおいて、免許申請書に加えて申請する書類には、何が考えられるか。

例えば、

- ・ 外国における潜水士免許に相当する資格証の写し
- ・ 外国における潜水士免許に相当する資格の取得要件が示された資料
- ・ 我が国の関係法令についての教育の時間、テキスト及び講師の略歴

- ・ 潜水作業の詳細及び作業を実施する期間
- ・ 作業において使用する言語など作業者間の意思疎通を図るための手段
- ・ 労働災害が発生した場合などの緊急時の体制
- ・ その他、免許を交付するに当たり参考となる事項

(参考) 外国における相当資格取得者に対する日本国内の労働安全衛生法に基づく免許の付与については、クレーン・デリック運転士免許に先例がある。(平成 27 年制度改正)

上記の検討に当たってのポイント(1)～(4)は、この先例を参考にしている。

### 3 1 以外の安全衛生対策

#### 【検討に当たってのポイント】

高圧室内の溶接等の作業を伴うドライチャンバー工法において、上記1の火傷等の防止以外の観点から事業者が講じるべき安全衛生対策として、具体的にどのようなことに留意する必要があるか。